

○陸別町町有宅地分譲要綱

平成 11 年 7 月 1 日訓令第 16 号

陸別町町有宅地分譲要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住みよい定住環境のもとにのびのびと安心して暮らせる、人に優しい自然環境に調和したまちづくりを推進するため、宅地造成による分譲を行い、本町の活力の増進と生活居住環境の向上を図ることを目的とする。

(宅地分譲)

第2条 町民の持ち家を積極的に促進するため、町は宅地を造成し、町内に住所を有する者及び町外者で、住宅及び宅地を所有していない者が宅地を求め、自ら居住するための住宅を建設する者に対して分譲を行う。ただし、町内に住宅及び宅地を有する者がなんらかの都合により、住宅等を処分し、新たに住宅を建設するため宅地を求める場合並びに町が特に必要と認めた場合は、分譲対象者とする。

2 前項の規定により宅地分譲の決定を受けた者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 宅地分譲の決定を受けた者は、契約日に保証金(分譲価格の 20%とし千円未満切捨)を納めなければならない。

(2) 代金は、土地売買契約日から起算し、90 日以内に納めなければならない。

(委任)

第3条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は実施要領で定める。

附 則

この要綱は、平成 11 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 11 月 27 日訓令第 17 号)

この要綱は、公布の日から施行する。